

農林水産部農村整備課長
農林水産部農地整備課長
隠岐支庁農林局長
隠岐支庁県土整備局長
各農林水産振興センター所長
各県土整備事務所長
県央県土整備事務所大田事業所長

様

土木部技術管理課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する運用について、下記のとおり実施することとしますのでお知らせします。

なお、本通知は市町村へも別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部農村整備課・農地整備課が所管する建設工事

2. 適用

通知日以降に起案した発注工事から適用する。

なお、それ以前に起案した発注工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

3. 実施方法

令和 8 年 6 月 30 日付け技第 330 号「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）」の定めるところによる。

ただし、以下の留意事項を遵守したうえで、適用すること。

4. 留意事項

- ① 発注者は、受注者より調達検討資材に供給の偏り、流通の目詰まりにより納期の遅延、別途調達に経費が必要となるなどの事象が確認されたと協議があった場合は、資材注文の遅れといった受注者の責によらないことを確認すること。
- ② 発注者は、上記①により受注者の責によらないことが確認された場合、納期遅延を考慮した工程の見直しを図るなどの対応を行うこととするが、工程の見直しを図っても調達資材の納期が間に合わない場合については、代替資材の使用について優位性を確認するなどの検討を行った上で、設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

- ③ 発注者は、上記②により設計変更を行う場合、増嵩する費用等について各市町村、土地改良区等の関係団体に説明し十分に理解を得ること。

問い合わせ先 土木部技術管理課 農林設計基準係 電話：0852-22-5942
--